

## 丸亀市教育委員会における共催・後援の基準

R7. 8. 12 改正

(趣旨)

第1 丸亀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が共催又は後援をする場合の基準は次のとおりとする。

(用語の定義)

第2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 国、地方公共団体、教育関係団体その他の団体（以下「団体等」という。）が主催する事業に対して、教育委員会が当該事業の趣旨に賛同し、教育的見地から奨励の意を表するとともに、名義の使用を承認し、主催者の一員として当該事業の企画及び実施に参画することをいう。
- (2) 後援 団体等が主催する事業に対して、教育委員会が当該事業の趣旨に賛同し、教育的見地から奨励の意を表して、名義の使用を承認することによって支援することをいう。

(名義)

第3 この基準により使用を承認する名義は、「丸亀市教育委員会」とする。

(基準)

第4 教育委員会が共催又は後援を行う事業は、広く市民を対象とし、明らかに市民の教育、学術、文化又はスポーツの振興に寄与すると認められるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認める事業は、共催又は後援を行わないものとする。

- (1) 教育の政治的又は宗教的中立性を侵すおそれのあるもの
- (2) 営利事業又は営利的意図をもって企画されたもの
- (3) 売名又は会員等の勧誘を目的とし、又は勧誘につながるおそれのあるもの
- (4) 法令又は公序良俗に反するもの
- (5) 公衆衛生、安全管理等の対策が不十分なもの
- (6) 事業内容等に鑑みて、参加費等が不適切と考えられるもの
- (7) その他教育委員会が共催又は後援を行うことが不相当と認めるもの

3 教育委員会が共催又は後援を行う事業の主催者は、次の各号に掲げる団体等とする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はその連合体
- (3) 公益法人（宗教法人を除く。）又は公共性の高い団体
- (4) 教育関係団体、文化的団体、スポーツ団体又は学術研究団体
- (5) その他教育、学術、文化又はスポーツの振興に寄与すると教育委員会が認める団体

(申請及び承認)

第5 共催又は後援の承認を受けようとする者は、承認が必要な日（事業開始予定日、

チラシ等掲載物作成日等)の2週間前までに共催・後援申請書(様式1)に次に掲げる書類(教育委員会が添付することを要しないと認める場合は除く。)を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業の開催要項、企画書等事業の詳細が分かる書類
  - (2) 団体の会則、規約又は定款及び役員名簿その他団体等の組織の状況が分かる書類
  - (3) 過去に同様の事業を実施したことがある場合にあっては、直近に開催した当該事業に係るプログラム、ポスター、案内状、パンフレット等
  - (4) 入場料、参加費等を徴収する場合にあっては、事業の収支予算書
  - (5) チラシ等の掲載を予定する場合は、掲載予定のチラシ案(原稿)
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
- (事業計画の変更及び中止)

第6 教育委員会は、事業期間が長期に渡るなど事業計画が不適切であると認める場合においては、事業計画の変更を求めることができる。

- 2 共催又は後援の承認を受けた事業者は、当該承認に係る事業の計画を変更しようとするときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。
- 3 共催又は後援の承認を受けた事業者は、当該承認に係る事業を中止するときは、取り下げ申出書(様式3)を速やかに教育委員会へ届け出なければならない。

(実績報告)

第7 共催又は後援の承認を受けた事業者は、当該事業完了後1か月以内に完了報告書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の完了報告書を期限までに提出しなかった場合において、教育委員会の催促に応じず、催促後の期限までに完了報告書を提出しなかった事業者に係る次回以降の共催又は後援申請については、翌年度末まで受付しないこととする。

(適用)

第8 改正後の基準は、この基準の改正に係る決裁が完了した日以後に申請があったものから適用する。